000-0000
〇〇県〇〇市
〇〇町〇〇丁目
〇〇番地

〇〇　〇〇　様

①

0
貸付コード
KA1234567

令和５年(2023 年)版

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
特例貸付償還事務センター

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付

償還免除・償還猶予及び償還に関するご案内
Notification of Exemption and Repayment

このご案内は、**「緊急小口資金（R4.3.31 までに申込）」「総合支援資金(初回）（ R4.3.31 までに申込）」**を借りた方にお送りしております。

令和５年１月から償還（借りていたお金を返すこと）が始まっておりますが、まだ償還を始められていない方は既にお送りしてある払込用紙により償還をお願いします。なお、**令和３年度または令和４年度の住民税（均等割・所得割）の非課税による償還免除を申請されなかった方は、引き続き受け付けますので、できるだけ早く申請してください。**

また、**令和３年度または令和４年度の住民税（均等割・所得割）が非課税でなかった方でも、借受人及び世帯主の令和５年度の住民税（均等割・所得割）が非課税である場合、償還開始月(お金を返す月)から１年後の月からの金額が免除対象になります**ので、同封の小冊子③「償還免除申請・償還・償還猶予の手続きについて」をご覧ください。

１．今回お送りした書類等（同封物）

※借入された資金ごとに申請のご案内をしておりますので、複数の種類を借入の方は別々の封筒が届きます。

①	償還免除・償還猶予及び償還に関するご案内（本通知）
②	緊急小口資金等　の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書
③	償還免除申請・償還・償還猶予の手続きについて　小冊子（重要なお知らせ）
④	変更届様式（住所・氏名が変わられた方は提出してください）
⑤	償還猶予申請書
⑤-1	償還猶予に関する状況確認シート
⑥	口座登録申込書（口座登録済の方にはお送りしていません）
	自動払込利用申込書（口座登録済の方にはお送りしていません）
	返信用封筒

総合支援資金(延長)を借りられている方は、別便でご案内が届きます。

総合支援資金(延長）の償還免除申請をする場合は、令和５年度の非課税による申請となります。

２．問い合わせ先

愛知県社会福祉協議会　特例貸付償還事務センター
【TEL ／Contact Number】**052-684-9766**
【受付時間／Reception Time】平日 9:00 ～ 17:00
※英語・スペイン語・ネパール語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・スリランカ語でも通話できます。

本会特例貸付 HP

このご案内はホームページでもご覧いただけます。
英語 Please check the homepage　簡体語 请查看主页　韓国語 홈페이지를 확인해 주세요
スペイン語 Por favor, consulte la página de inicio ネパール語 कृपया गृहपृष्ठ जाँच गर्नुहोस्
ポルトガル語 Verifique a página inicial　ベトナム語 Vui lòng kiểm tra trang chủ

【お願い】

- 本件についてのお問合せは上記電話番号までご連絡ください。
  この通知が届いた直後などは電話がつながりにくい場合があります。ご了承ください。
- 一度ご提出いただいた書類については返却いたしかねます。ご了承ください。
- 免除申請の結果について、お電話ではお答えいたしかねます。審査後に届く結果通知にてご確認をお願いいたします。
- 償還免除申請または償還猶予申請をした方は、結果の通知があるまでは、償還するのをお待ちください。
- 申請が決定した方にも払込票が届くことがありますが、償還の必要はありません。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

③

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付

償還免除申請・償還・償還猶予の手続きについて

このご案内は、「緊急小口資金（R4.3.31までに申込）」「総合支援資金　初回（R4.3.31までに申込）」が対象です。

例：令和5年1月償還開始の「緊急小口資金（R4.3.31までに申込）」「総合支援資金　初回（R4.3.31までに申込）」の場合

	R5.1	R6.1
令和3年度・令和4年度の非課税証明書で償還免除の手続き	令和5年1月分からの未償還額が免除対象 →	
令和5年度の非課税証明書で償還免除の手続き	免除対象外	令和6年1月分からの未償還額が免除対象 →

●免除対象になるかの確認　フローチャート

借受人（お金を借りた方）が、
令和3年度または令和4年度または令和5年度が住民税の「均等割・所得割いずれも」非課税であるか

- 非課税 → 現在の世帯主は、誰か
  - 借受人 → 対象ページ：P.2
  - 借受人以外 → 現在の世帯主は、借受をしたときも同じ世帯であったかどうか
    - 違う → 対象ページ：P.2
    - 同じ → 現在の世帯主について、令和3年度または令和4年度または令和5年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」非課税であるか
      - 非課税 → 対象ページ：P.3
      - 課税 → 対象ページ：P.6
- 課税 → 対象ページ：P.6

免除申請のページをご確認ください

免除対象にはなりません
償還案内のページをご確認ください

貸付決定後（お金を借りた後）に、生活保護を受給されている、もしくは、障害者手帳等の交付を受けている方は、免除申請の対象となりますので、特例貸付償還事務センター(052-684-9766)へご連絡下さい。

●本案内に記載されていること

1　償還免除申請について　……　P.2~P.3
2　非課税証明書について　……　P.4~P.5
3　今後の償還について　……　P.6~P.12
4　償還（返済）猶予手続きのご案内　……　P.13~P.16

フローチャートの結果　P. 2 を案内された方

●このページの手続きに該当する方

１．借受人が世帯主であり、令和3年度または令和4年度または令和5年度の住民税（均等割・所得割の両方）が非課税である場合

または

２．借受人が令和3年度または令和4年度または令和5年度の住民税（均等割・所得割の両方）が非課税であり、現在の世帯主と借受時には別世帯であった場合

●必要書類1・2・3を、同封の返信用封筒に入れて下記申請期限までに郵送してください

項番 No.	申請に必要な書類	セルフチェック欄
1	**住民票**　**※必ず下記の条件を満たす住民票を送付してください。** ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・3か月以内に発行のもの ・世帯主の記載のあるもの	□
2	**非課税証明書**　**（借受人のみ）** ※年度により免除期間が異なります（1ページをご参照ください。） ※均等割、所得割の両方が非課税である ※課税額が「０」と記載された課税証明書でも可（4ページをご参照ください。）	□
3	**償還免除申請書②**　※同封しているA4の用紙	□

※注意※

- **お知らせ(封筒)が複数届いた方は、それぞれの3申請書と、1住民票2非課税証明書の原本1通を入れていただくようお願いします。(住民票と非課税証明書は1通で構いません。)**
- **一度送付頂いた書類は返送できませんので、ご了承ください。**

●申請期限

令和５年(2023年) 9月29日(金)必着

1住民票　　2非課税証明書（借受人）　3償還免除申請書

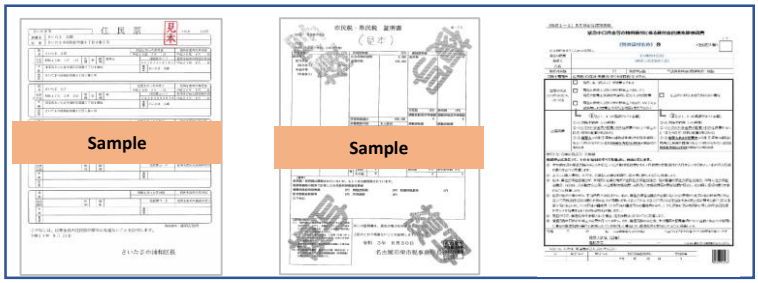

1・2・3の書類を郵送してください。

返信用封筒

※住所・氏名に変更のある場合は「変更届④」も一緒に郵送してください

免除申請書　記入例

【ボールペンで書いてください】

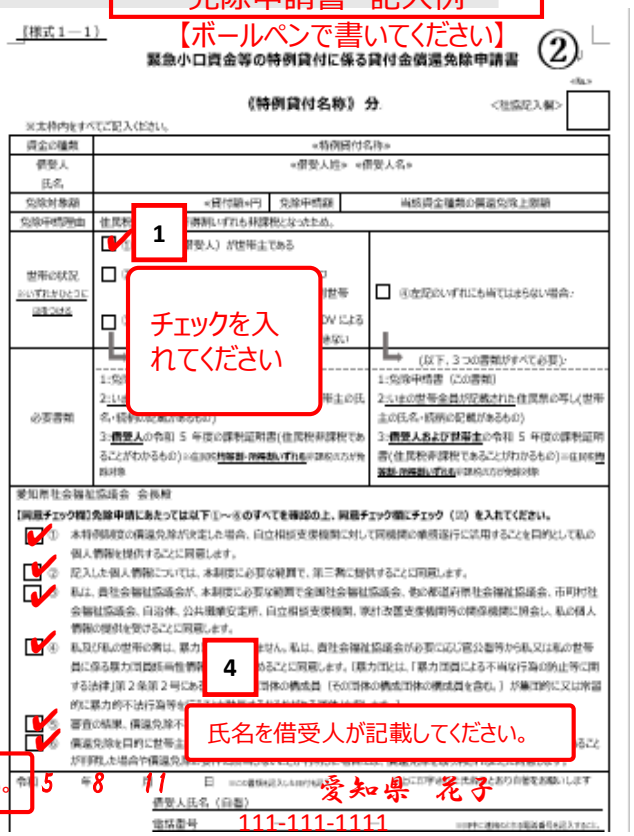

チェックを入れてください

①～⑥すべてご確認のうえ、✓を入れてください。

氏名を借受人が記載してください。

記入した日付を記載してください。

連絡のつく電話番号を記載してください。

フローチャートの結果　P. 3 を案内された方

●このページの手続きに該当する方

・借受人と世帯主が同一人物ではなく、借受人および世帯主が非課税である場合

●必要書類1・2・3を同封の返信用封筒に入れて、下記申請期限までに郵送してください

項番 No.	申請に必要な書類	セルフ チェック欄
1	**住民票**　**※必ず下記の条件を満たす住民票を送付してください。** ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・3か月以内に発行のもの ・世帯主の記載のあるもの	□
2	**非課税証明書**　**（借受人および世帯主両方必要）** ・借受人と世帯主が同じ年度において非課税であること ※年度により免除期間が異なります（1ページをご参照ください。） ※均等割、所得割の両方が非課税である ※課税額が「０」と記載された課税証明書でも可（4ページをご参照ください。）	□
3	**償還免除申請書②**　※同封しているA4の用紙	□

※注意※

・お知らせ(封筒)が複数届いた方は、それぞれの3申請書と、1住民票2非課税証明書の原本1通を入れていただくようお願いします。(住民票と非課税証明書は1通で構いません。)

・一度送付頂いた書類は返送できませんので、ご了承ください。

●申請期限

令和５年(2023年) 9月29日(金)必着

1住民票　2非課税証明書（借受人と世帯主）3償還免除申請書

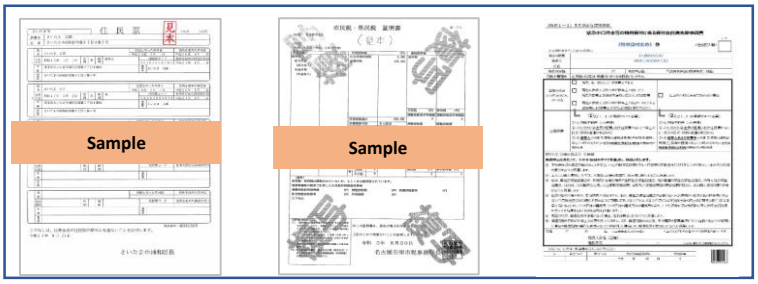

1・2・3の書類を郵送してください。

返信用封筒

※住所・氏名に変更のある場合は「変更届④」も一緒に郵送してください

免除申請書　記入例

【ボールペンで書いてください】

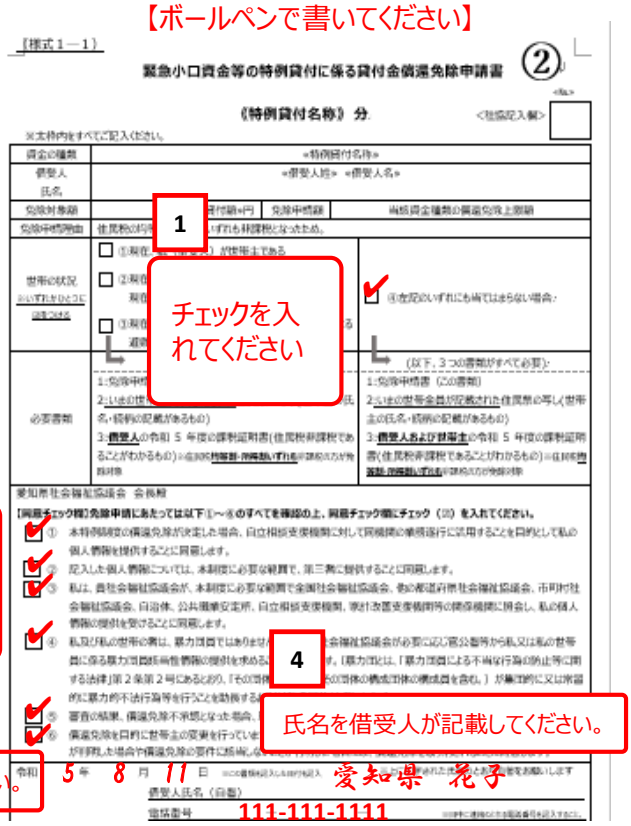

2　非課税証明書について

住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる **非課税証明書** とは？

・お住まい（※）の市区町村役場が発行する個人の課税額について証明する書類を指します。

「緊急小口資金（R4.3.31までに申込）」
「総合支援資金(初回）（ R4.3.31までに申込）」
を借りられた方は、
「均等割・所得割いずれも」が非課税である**「令和３年度」または「令和４年度」または「令和5年度」のいずれか**の証明書を取得してください。
※**令和3年度**の証明書は、**令和3年１月１日現在にお住まいの市区町村役場**で取得できます。
※**令和4年度**の証明書は、**令和4年１月１日現在にお住まいの市区町村役場**で取得できます。
※**令和5年度**の証明書は、**令和5年１月１日現在にお住まいの市区町村役場**で取得できます。
・ご提出いただく年度の証明書によって免除される対象月が異なります。1～3ページをご参照ください。

※「市民税・県民税額の減額（取り消し）通知書」は非課税証明書ではありませんのでご注意ください。

・市区町村により非課税証明書ではなく、課税額「0」と記載された
「（所得）課税証明書」
「市・県民税　所得・課税証明書」などが発行される場合もあります。
（非課税証明書と同様の取り扱いとなります）
【次ページの愛知県内の非課税を証明する書類の名称一覧をご参照ください】

均等割・所得割が0円と記載されている　＝　**非課税**

※**空欄は非課税ではありません**。市区町村役場へお問合せください。

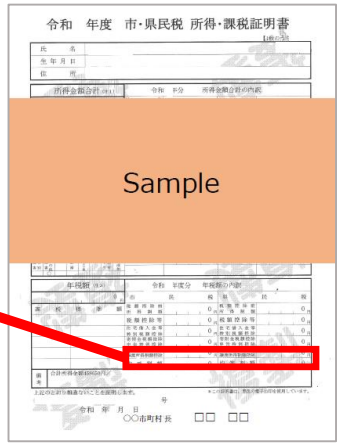

よくあるご質問	
Q1.非課税証明書はどこでどうやって取りますか？	左記のような、税に関するご質問については、愛知県社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会では回答することができません。 お住まいの市区町村役場の税務課などにお問合せください。
Q2.非課税証明書を取りたいのですが、確定申告や年末調整、住民税の申告をしていません。	
Q3.住民税が非課税であるかどうかわかりません。	

・確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、非課税証明書は発行されない場合があります。
住民税の申告方法については、お住まいの市区町村役場の税務課などにお問合せください。

愛知県内の非課税を証明する書類名称一覧

	市町村	証明書
あ	愛西市	課税（非課税）証明書
	あま市	非課税証明書
	安城市	所得（非）課税証明書
	一宮市	所得非課税証明書
	稲沢市	非課税証明書
	犬山市	課税（非課税）証明書
	岩倉市	課税証明書
	大府市	所得課税証明書
	岡崎市	非課税証明書
	尾張旭市	所得（非）課税証明書
	阿久比町	課税（非課税）証明書
	大口町	非課税証明書
	大治町	課税証明書
か	春日井市	所得課税証明書
	蒲郡市	住民税決定証明書 （所得課税証明書）
	刈谷市	所得課税証明書
	北名古屋市	非課税証明書
	清須市	非課税証明書
	江南市	非課税証明書
	小牧市	所得課税証明書 （非課税証明書は 文言のみが記載される）
	蟹江町	非課税証明書
	幸田町	所得課税証明書
さ	新城市	非課税証明書
	瀬戸市	非課税証明書
	設楽町	非課税証明書
た	高浜市	非課税証明書
	田原市	非課税証明書
	知多市	課税・非課税証明書 （所得証明書）
	知立市	非課税証明書
	津島市	所得課税（非課税）証明書
	東海市	市民税・県民税（所得）証明書
	常滑市	所得課税証明書
	豊明市	非課税証明書
	豊川市	非課税証明書
	豊田市	所得課税証明書
	豊橋市	非課税証明書

	市町村	証明書
た	武豊町	所得（課税）証明書
	東栄町	所得（非課税）証明書
	東郷町	非課税証明書
	飛島村	課税・非課税証明書
	豊根村	非課税証明書
	豊山町	非課税証明書
な	名古屋市	市民税・県民税証明書 （課税・非課税証明） ※市税事務所、区役所などで発行
	熱田区	
	北区	
	昭和区	
	千種区	
	天白区	
	中川区	
	中村区	
	中区	
	西区	
	東区	
	瑞穂区	
	港区	
	南区	
	緑区	
	名東区	
	守山区	
	長久手市	非課税証明書
	西尾市	所得課税証明書
	日進市	所得証明書（課税証明書）
は	半田市	所得・課税証明書
	東浦町	所得・課税（非課税）証明書
	碧南市	所得・課税証明書
	扶桑町	非課税証明書
ま	南知多町	課税・非課税証明書
	美浜町	非課税証明書
	みよし市	所得課税証明書
や	弥富市	課税（非課税）証明書

フローチャートの結果　P.6を案内された方

・免除の対象とならない方は、貸付金を償還いただくことになります。

・現在、令和５年(2023年)1月から、口座振込もしくは払込票による償還をしていただいておりますが、借りたお金を償還することが難しい場合は、「償還猶予」を申請をすることで、償還を最大12か月猶予（償還を延期）することができます。

※「償還猶予」については13ページを御参照ください

●（払込票でのお支払いをされている方へ）口座振替のお手続きのご案内

・償還用の口座を登録していただくと、**毎月２７日**の引落しとなります。

・ゆうちょ銀行が開いている時間に振込みに行けない方は引落しが便利です。

・登録した口座はすべての貸付に対する共通の償還振替用口座となります。

●振替用口座の登録方法について

・口座の登録は次の2種類の方法で申請することができます。

登録申請の種類	申請に必要な書類	ページ
自動払込利用申込書申請	口座登録申込書・自動払込申込書に記入することによる申請	7
Web登録申請	スマートフォンやパソコンの画面からの申請	8

※一部取扱いできない金融機関があります。

※引落し日が土日の場合は翌営業日の引落しとなります。

※預金残額の不足により引落できなかった場合は、払込票を送付します。

※翌月まとめて引き落としできませんのでご注意ください。

3 今後の償還について

●口座振替のお手続き（自動払込利用申込書による申請）

項番 No.	申請に必要な書類	セルフチェック欄
①	**口座登録申込書** ・氏名・現住所・電話番号・性別・生年月日・日付を記入	□
②	**預金口座振替依頼書**　（B5版複写） ・届出印が**濃く鮮明に**押されており、正しい場所に押してある。 ・3ページ目は切り離し、控えとして保管する。	□

・氏名　住所　電話番号　性別　生年月日
提出する日付を記入してください。

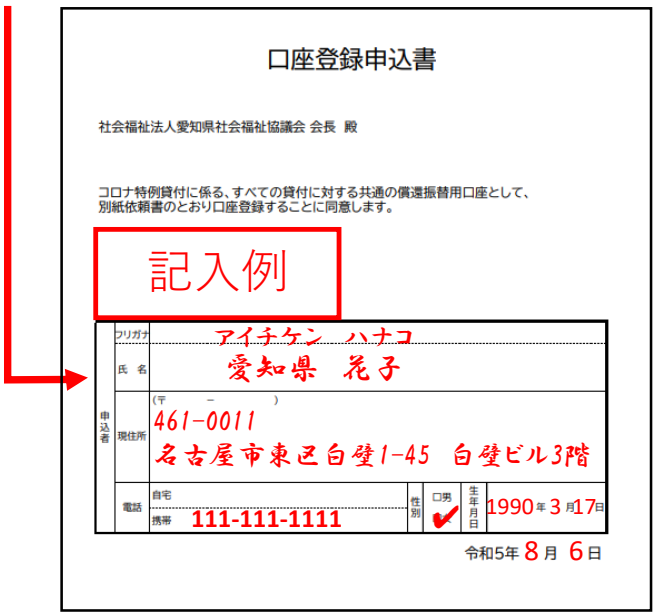

・登録したい口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義を記入してください。
・ゆうちょ銀行は下の枠に記入してください。
・お届け印は濃く鮮明に押してください。

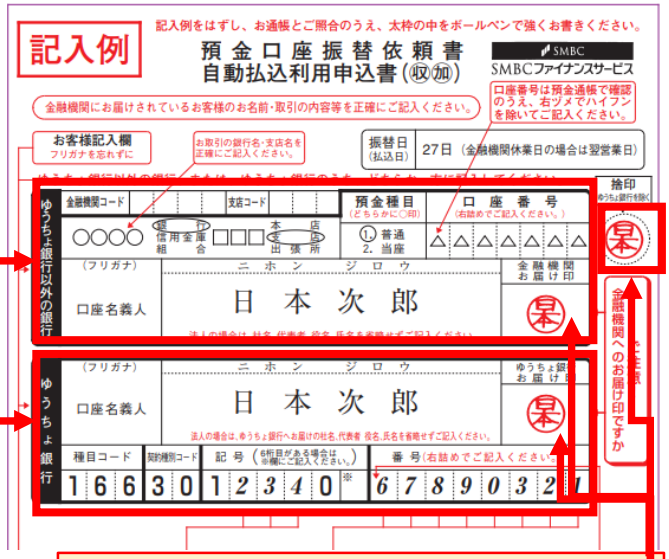

・お届け印がわからない場合は、金融機関の窓口でご確認ください。

●申請期限

毎月15日（ ※必着）までに申請いただくと、

書類に不備がない場合に、次月からの引き落としが可能となります。

✓ 以下の書類を郵送してください。

①口座登録申込書

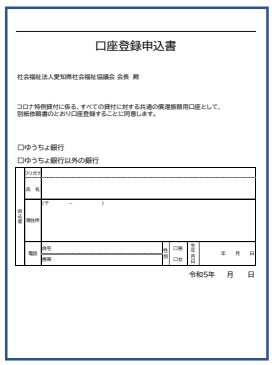

②預金口座振替依頼書

※住所・氏名に変更のある場合は「変更届④」と住民票も一緒に郵送してください

返信用封筒

・すでに手続きがお済みの方で、ほかの口座に変更したい場合は再度登録の手続きが必要です

●口座振替のお手続き（Web登録による申請）

・Web登録による申請は、印鑑の必要がなく登録することが出来ます。

・毎月10日までに登録を完了していただければその月からの引き落としが可能となります。

・Web登録による申請にあたり、「償還免除及び償還に関するご案内」、「登録する口座の通帳もしくはキャッシュカードなど」をご用意ください。

口座を登録するうえで、**宛名と貸付コード**が必要となります。

WEB登録入力画面

・スマートフォンで右のQRコードを読み取り、案内に従って入力をします。
パソコンの場合は愛知県社会福祉協議会のホームページから入力サイトに入ることができます。（詳しくは次のページ）

●口座振替のお手続き（Web登録による申請）

1.個人情報保護方針

① 画面の開く/Openを押します。

② 「上記全てに同意します。」にチェック。

③ 「同意して次へ」を押します。

2.申請情報の登録

① 「貸付コード」を入力します。

② 氏名、連絡がとれる電話番号、生年月日（西暦）を入力します。

③ 「申請情報の確認」を押します。

●口座振替のお手続き（Web登録による申請）

3.申請情報の確認

① 入力内容に間違いがなければ
「次へ」を押します。

4.お支払方法の選択

① 「口座振替」を押します。

●口座振替のお手続き（Web登録による申請）

5.お支払い口座名義人の登録

① 登録する口座の通帳の名前を入力します。

② 通帳の名前を**全角カタカナ**で入力します。

6.登録内容の確認

① 内容に間違いがなければ、「お支払い情報の登録画面へ」を押します。

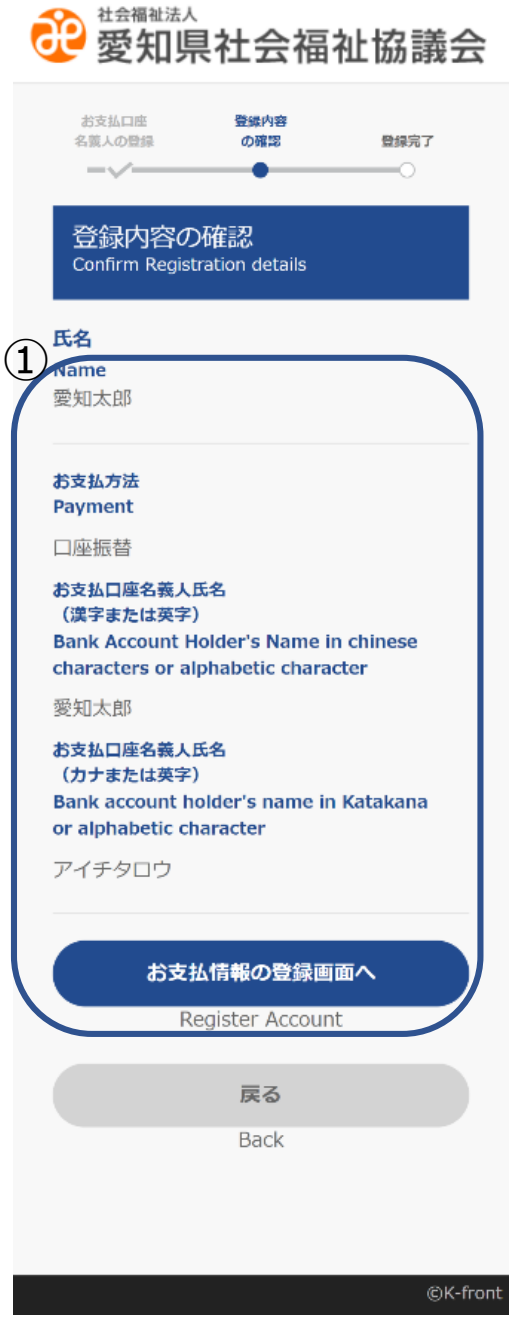

●口座振替のお手続き（Web登録による申請）

7.登録画面へ遷移

① 口座情報の登録画面へ
切り替わりますので、
「はい　YES」を押します。

8.口座情報の入力

① 通帳に記載の口座情報を
入力し、登録を押します。

こちらの画面が表示されたら登録完了となります

新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金特例貸付を受けられた方へ

償還（返済）猶予手続きのご案内

令和5年6月　愛知県社会福祉協議会

【申請方法】
償還（返済）猶予の対象要件に該当される場合、同封の⑤「生活福祉資金貸付金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書」と必要書類をそろえて、返信用封筒にて愛知県社会福祉協議会特例貸付償還事務センターまで送付してください。

【申請に必要な書類】
① 償還猶予申請書　※貸付が複数ある場合は、申請書1通の提出で猶予対象となる全ての貸付について猶予します。
② 以下の対象要件の申請に必要な証明書類等【いずれか1つ】

対象要件	申請に必要な証明書類等【いずれか１つ】
1　地震や火災等に被災した場合	被災証明書、り災証明書　等
2　病気療養中の場合	診断書、病状証明書　等
3　失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票　等
4　奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
5　自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合 （裏面の自立相談支援機関相談窓口一覧をご参照ください。）	自立相談支援機関の調査意見書
6　都道府県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 （やむを得ない事由の例） ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近３か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。 ・ＤＶ等の被害を受けて避難している。 ・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。 ・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	償還猶予に関する状況確認シート⑤-1

ご 注 意

生活再建に向けた必要な支援を適切に行う観点から、可能な限り、生活困窮者支援制度における自立相談支援機関の支援を受けてください。

償還猶予申請書および証明書類が愛知県社会福祉協議会特例貸付償還事務センターに到着した月から最大12か月猶予（返済を延期）となります。

なお、書類等に不備がある場合はご連絡いたします。

猶予申請書をした方に払込票が届くことがありますが、償還期間中は償還の必要はありません。

また、猶予期間開始月に口座引落で入金のあった場合は、翌月に入金額を返金いたします。

≪お問い合わせ先≫　貸付金の償還（返済）・免除・支払猶予に関すること
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会　特例貸付償還事務センター
電話　052－684－9766　月～金（祝日を除く）　AM9:00～PM5:00

自立相談支援事業について

就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている方は、まず地域の相談窓口に相談してください。どのような支援が必要か、支援員が一緒に考えます。具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。

お住いの自治体の窓口は下表のとおりです。

令和5年度 自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	事業実施者	窓口名	住　　所	電話番号	自治体名	事業実施者	窓口名	住　　所	電話番号
名古屋市	名古屋くらしサポートコンソーシアム(西区、中村区、中区、中川区)	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅	名古屋市中村区名駅南一丁目5番17号 ネットプラザ柳橋ビル3階	052-446-7333	新城市	社会福祉法人新城市社会福祉協議会	新城市くらし・しごとサポートセンター	新城市字東沖野20番地12	0536-24-9811
	名古屋くらしサポートコンソーシアム(熱田区、南区、瑞穂区、緑区、港区、天白区)	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山	名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階	052-684-8131	東海市	東海市市民福祉部社会福祉課	自立生活支援担当	東海市中央町一丁目1番地	052-603-2211又は0562-33-1111
	生活困窮者支援共同事業体(千種区、東区、北区、昭和区、守山区、名東区)	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曽根	名古屋市北区大曽根四丁目17番23号 イトーピア大曽根1階	052-508-9611	大府市		大府市地域福祉課 自立相談支援窓口	大府市中央町5丁目70番地	0562-45-6228
豊橋市		生活福祉課自立相談グループ	豊橋市今橋町1番地	0532-51-2313	知多市	知多市社会福祉協議会	知多市自立生活サ ポートセンター	知多市緑町32番地の6	0562-39-3060
岡崎市	直営+委託(社会福祉法人 愛恵協会)	岡崎市生活困窮者自立相談支援事業所「ほっとサポートお かざき」	岡崎市十王町2T目9番地	0564-23-6292	知立市	知立市社会福祉協 議会	知立市自立相談支援センター	知立市八ツ田町泉４３番地	0566-82-8833
豊田市	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	くらし応援課	豊田市錦町1丁目1番地1	0565-34-1132	尾張旭市		生活困窮に関する相談窓口	尾張旭市東大道町原田2600-1	0561-76-8139
一宮市		福祉総務課福祉総合相談室	一宮市本町二T目５番６号	0586-28-9145	高浜市	社会福祉法人高浜市社会福祉協議会	たかはま自立相談支援センター　こころん	高浜市春日町五T目１６５　高浜市いき いき広場	0566-54-5563
瀬戸市		仕事・生活自立相談窓口	瀬戸市追分町64番地の１	0561-88-2545	岩倉市	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	生活自立支援相談室	岩倉市栄町一T目66番地 岩倉市役所 福祉課内	0587-38-5830
半田市		くらし相談室 (半田市役所 2階生活援護課内)	半田市東洋町二T目1番地	0569-84-0677	豊明市	豊明市社会福祉協 議会	豊明市自立生活相談センターよりそい	豊明市新田町子持松1番地1	0562-91-3018
春日井市	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	自立支援相談コーナー	春日井市鳥居松町5T目44番地	0568-85-6152	日進市	日進市社会福祉協議会	くらしサポート窓口	日進市蟹甲町池下268番地	0561-73-1497
豊川市		豊川市くらし・ しごと相談支援 センター	豊川市諏訪1T目1番地	0533-89-2252	田原市	社会福祉法人田原市社会福祉協議会	社会福祉法人 田原市社会福祉協 議会	田原市赤石二丁目2番地	0531-23-0610
津島市	社会福祉法人津島市社会福祉協議会	生活支援相談窓口	津島市立込町2T目21番地	0567-24-1111 (内線2136)	愛西市	愛西市社会福祉協議会	ふくしの相談窓口	愛西市稲葉町米野220番地1	0567-31-6232
碧南市	碧南市役所	碧南市役所福祉課	碧南市松本町２８番地	0566-95-9883	清須市		清須市くらし・しごとサポートセンター	清須市須ケ口1238番地	052-400-2911
	碧南市社会福祉協議会	社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係	碧南市山神町８T目３５番地	0566-46-3701	北名古屋市	社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会	生活困窮者自立相談	北名古屋市西之保藤塚93番地	0568-25-8500
刈谷市		生活福祉課 生活支援係	刈谷市東陽町1丁目1番地	0566-62-1038	弥富市	社会福祉法人弥富市社会福祉協議会	弥富市生活自立支援センター	弥富市鍋浦町上本田95番地1	0567-65-8105
安城市		社会福祉課 福祉相談係	安城市桜町１８番２３号	0566-71-2245	みよし市	社会福祉法人みよし市社会福祉協議会	みよし市くらし・はたらく相談センター	みよし市三好町湯ノ前4番地５ ふれあい交流館内	0561-33-5020
西尾市		健康福祉部福祉課	西尾市寄住町下田２２番地	0563-65-2116	あま市		あま市社会福祉課生活困窮者自立支援 窓口	あま市甚目寺二伴田７６番地	052-444-3135
蒲郡市		健康福祉部福祉課	蒲郡市旭町１７番１号	0533-66-1104	長久手市	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会	長久手市くらし・しごと・つながり支援センター	長久手市前熊下田171番地	0561-62-4700
犬山市		福祉課	犬山市大字犬山字東畑36番地	0568-44-0319	東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	愛知県	尾張福祉相談センター地域福祉課	名古屋市中区三の丸２－６－１ (愛知県三の丸庁舎内)	052-961-1769
常滑市	社会福祉法人常滑市社会福祉協議会	くらし・ひきこもり相談 支援センター	常滑市神明町３T目３５番地	0569-43-0660	大治町、蟹江町、飛島村	愛知県	海部福祉相談センター地域福祉課	津島市西柳原町1-14(愛知県海部総合 庁舎内)	0567-24-2135
江南市	江南市社会福祉協 議会	生活困窮者相談	江南市古知野町宮裏121番地	0587-53-8851	阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	愛知県	知多福祉相談センター地域福祉課	半田市宮路町1－1	0569-31-0121
小牧市		生活自立支援相談窓口	小牧市堀の内三丁目1番地	0568-76-1196	幸田町	社会福祉法人愛恵教会	社会福祉法人愛恵教会	額田郡幸田町大字菱池字城山143番地1 幸田町障害者地域活動支援センターつどいの家内	0564-63-1750
稲沢市	社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会	福祉総合相談窓口	稲沢市稲府町１番地	0587-32-1484	設楽町、東栄町、豊根村	愛知県	新城設楽福祉相談センター地域福祉課設楽駐在	北設楽郡設楽町田口字川原田6番地18	0536-63-0070

償還猶予申請書
記　入　例

【ボールペンで書いてください】

ア、イ、ウにチェックを入れてください

生活福祉資金貸付金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書

以下の【同意チェック欄】のすべてを確認の上で、下記の通り償還猶予を申請します。
【同意チェック欄】アからウの同意チェック欄にチェック（☑）を入れてください。

☑ ア 本特例制度の償還猶予が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。
☑ イ 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
☑ ウ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で市町村社会福祉協会、自立相談支援機関、自治体その他の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

令和　5 年　8 月　6 日

提出日、氏名、生年月日を記入してください

借受人氏名　愛知県　花子
電話番号　111-111-1111
生年月日　1990 年　3 月17 日

愛知県社会福祉協議会会長殿

申請の理由（☑をつける）		☐ ① 地震や火災等に被災した場合 ☐ ② 病気療養中の場合 ☐ ③ 失業又は離職中の場合 ☐ ④ 奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く。）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合 ☐ ⑤ 自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合 ☑ ⑥ 都道府県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合
資金の種類（○をつける）		緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付）・総合支援資金（延長貸付）
貸付の内容	借入金額	200,000 円
	据置期間	4 年 12 月
	償還方法	年賦・半年賦・月賦
	償還期間	5 年 1 月 1 日から 6 年 12月31 日まで　変更後償還期間　5 年 1 月 1 日から 7年12 月31 日まで

①～⑥のいずれか一つにチェックを入れてください

わかる範囲でご記入ください

※⑥の申請理由の方は、次ページに記入例がある「償還猶予に関する状況確認シート⑤-1」を償還猶予申請書と共に返信用封筒で郵送してください。

※住所・氏名に変更のある場合は「変更届④」と住民票も一緒に郵送してください

償還猶予申請書の申請理由が⑥の方

償還猶予に関する状況確認シート
記　入　例

【ボールペンで書いてください】

特例貸付　償還猶予に関する状況確認シート　⑤-1

本シートは特例貸付金償還猶予申請書の申請の理由「6.都道府県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合」に対応したシートとなります。

記入日	令和 5 年 1 月 11 日

貸付コード【社協記入】	緊急小口資金　KA	総合支援資金（初回）SX	総合支援資金（延長）SX
	0000005 0000006	0000007	0000008

氏名	フリガナ	アイチ　タロウ 愛知　太郎	生年月日	□大正 □昭和 ☑平成	3 年 6 月 20 日 31 歳

住所	〒461-0011 名古屋市　東区　白壁　一丁目　50番地		
電話	自宅	052-XXX-XXXX	携帯 090-XXXX-XXXX

現在の借入状況		
	☑ 緊急小口資金特例貸付	200,000 円
	☑ 総合支援資金特例貸付	600,000 円
	☑ 総合支援資金特例貸付＜延　長＞	600,000 円
	☑ 総合支援資金特例貸付＜再貸付＞	600,000 円

償還が困難である理由	☑ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3カ月の収入額が住民税非課税相当） ☐ DV等の被害を受けて避難している ☐ 多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある ☐ 公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している ☐ その他（　　）
上記の内容について具体的に記載	会社の出勤日数が減り、給料が増えない。生活が苦しく安定しないため、すぐに返済することは難しい。

就労状況	■ 最終借入時以降の変化の有無 ☑ 変化あり　☐ 変化なし ■ 現在の状況 ☑ 就労している（自営業、個人事業主含む） ☐ 就労しているが、休業中 ☐ 就労していない	現在の収入の状況	■ 月額所得 月額 約 80,000 円

自立相談支援機関の支援	☐ 受けている　☐ 受けていない　☑ 資金借受後に受けていたが、現在は受けていない		
上記で「受けていない」、「資金借受後に受けていたが、現在は受けていない」と回答した方で自立相談支援機関に相談したいこと（複数回答可）	☐ 病気や健康、障害について	☐ 住まいについて	☐ 収入・生活費について
	☑ 家賃やローンの支払いについて	☑ 税金や公共料金等の支払いについて	☐ 債務について
	☐ 仕事探し、就職について	☐ 仕事上の不安やトラブル	☐ 地域との関係について
	☐ 家族との関係について	☐ 子育てについて	☑ 介護について
	☐ ひきこもり・不登校	☐ DV・虐待	☐ 食べるものがない
	☐ その他（　　）		

猶予申請書に記載したとおり、今後の相談支援のために必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意の上申請します。

令和 5 年 1 月 11 日　　本人署名　愛知　太郎